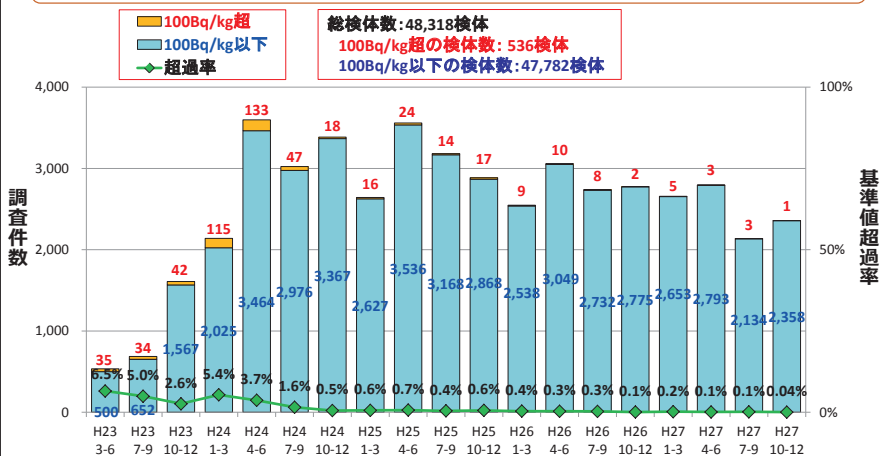


基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では0.04%まで推移



（注）平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県以外の自治体においても、100ベクレル/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10～12月期以降は1%を切るレベルで推移しており、平成27年10～12月期は0.04%まで低下しています。

なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示等により、いずれも市場に流通しないよう措置されています。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日